

◆国土利用計画法（昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号）

（都道府県計画）

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。

8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があったときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（市町村計画）

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（土地利用基本計画）

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

一 都市地域

二 農業地域

三 森林地域

四 自然公園地域

五 自然保全地域

- 3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。
- 4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
- 5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
- 6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かななければならない。
- 11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かななければならない。
- 12 都道府県は第十項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。
- 14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（審議会等）

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

◆国土調査法（昭和二十六年六月一日法律第百八十号）

（審議会等の調査審議）

第十五条 都道府県知事は、その管轄区域内において国土調査が実施される場合においては、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第一項に規定する審議会等に対し、当該国土調査に関する重要事項について調査審議を求めることができる。

○福岡県国土利用計画審議会条例

昭和四十九年十月二十二日
福岡県条例第三十一号

(設置)

第一条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一一条例四一・全改)

(組織)

第二条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(任期)

第三条 前条第一項の委員の任期は、三年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年条例第四一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に福岡県国土利用計画地方審議会の委員である者は、その任期が満了するまで、この条例による改正後の福岡県国土利用計画審議会条例の規定による福岡県国土利用計画審議会の委員とする。

福岡県国土利用計画審議会運営規則

(趣旨)

第一条 福岡県国土利用計画審議会の運営については、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)及び福岡県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年福岡県条例第三十一号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(召集)

第二条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

(会議の公開)

第三条 審議会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

2 会議の公開の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録)

第四条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事件の件名及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(専決基準)

第五条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱う。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに委員に報告しなければならない。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十年一月二十四日から施行する。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年八月十九日から施行する。

福岡県国土利用計画審議会運営規則第5条第1項に定める
一定の類型に属するものを対象とした専決基準について

平成28年8月18日
福岡県国土利用計画審議会決定

- 福岡県国土利用計画審議会運営規則第5条第1項で定める一定の類型に属するものを対象とした専決は、「福岡県土地利用基本計画の計画図における森林地域の縮小案件」とする。
- ただし、「白地地域（土地利用基本計画の五地域のいずれにも該当しない地域）を生じる森林地域の縮小案件」については、専決の対象外とする。

福岡県国土利用計画審議会会議公開実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政運営における透明性の向上及び県民の理解と信頼を深めることを目的として、福岡県国土利用計画審議会運営規則第3条第2項に基づき、審議会の会議の公開に関する事項を定めるものとする。

(公開の方法)

第2条 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

(傍聴者の範囲)

第3条 何人も傍聴することができる。

(傍聴定員及び配付資料)

第4条 傍聴定員は15名とし、定員分の椅子を準備する。また、傍聴者に対しては、原則として審議会委員に配付した審議事項に係る資料を配付する。

(傍聴手続き)

第5条 傍聴の受付は、会場で会議開催の30分前から先着順に定員に達するまで行う。

2 傍聴希望者は、受付で氏名及び住所を記載する。

(傍聴要領)

第6条 審議会は、傍聴手続、傍聴者の方の遵守事項その他について別途傍聴要領を定め、これを傍聴者に配付する。

2 傍聴者の行う写真撮影、録画、録音等は認めない。ただし、事前に審議会事務局に申し出がある場合で、会長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、公正かつ円滑な会議の運営に支障を生ずるおそれがあると認める場合には、秩序の維持に必要な措置をとることができる。

(会議開催の周知方法)

第8条 会議の日程、審議項目、会場及び傍聴手続について県民情報センター、各地区の県民情報コーナー及び福岡県のホームページ上で公表する。

(会議録の要旨等)

第9条 会議の審議事項に係る会議録の要旨及び資料については、県民情報センター及び各地区の県民情報コーナーで一般の閲覧に供する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

傍 聴 要 領

福岡県国土利用計画審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は会議の開始予定時刻までに受付で氏名及び住所を記入した上で、係員の指示に従い、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、開始予定時刻の30分前から先着順で行います。したがって、定員(15名)になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- (4) その他会議の運営に支障となるような行為をしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定を遵守しないときは、退場していただくことがあります。

4 会議の一部非公開

会議中であっても非公開とする必要が生じた場合は、一部非公開となることがあります。